

# 須賀川市工業製品認定制度に係る工業製品の募集について

市内企業が製造する工業製品を市が認定し、製品を公表することにより、市内外に広く情報発信し、製品の販路開拓等を側面から支援します。

## 1 対象となる申請者及び製品の要件

### (1) 応募資格

次のすべての要件に該当する方。

- ①市内に本社又は事業所を有し、事業を営んでいること。
- ②業種が日本標準産業分類に基づく製造業に該当すること。

### (2) 対象製品

次のすべての要件に該当する製品。

- ①市内で生産された工業製品であること。(医薬品、農水産物(加工品を含む)、飲食料品等は除く。)
- ②中間製品または最終製品であること。(原材料、加工技術、サービス等は除く。)
- ③自社製品であること。ただし、生産工程の一部を外注等により行う場合も対象とする。

※中間製品～単独で使用可能な半製品

### (3) 認定基準

主に以下の視点から評価を行い、一定の基準を満たす製品を認定します。

(中間製品については、特に「②優位性・新規性」に重点をおいて評価を行います。)

#### ①製品の環境への配慮がなされていること

- ・ISO14001の取得など、環境への取組みを行っているか。
- ・申請製品は一部でもリサイクル製品であるか、又は生産工程で環境への配慮をしている部分があるか。

#### ②優位性・新規性があること

- ・他社同類製品と比較して、優位性・独自性を有しているか。
- ・本市のものづくりのイメージアップにつながる製品であるか。

#### ③市場性・有用性があること

- ・企業活動や住民生活に有用で、市場性が認められるか。
- ・顧客のニーズに対応した製品であるか。

#### ④生産方法・品質管理等の妥当性があること

- ・ISO9001などを取得しているか。
- ・製品の生産方法や品質管理体制は妥当であるか。



## ⑤経営状況

- 経営基盤は確立されているか。
- 売上高、経常利益は堅調に推移しているか。

## ⑥公序良俗に反しないこと

- 公序良俗に反していないか、または反する恐れがないか。

## 2 主な支援内容

- (1) 須賀川市工業製品認定証を交付します。
- (2) 須賀川市ホームページに認定製品を掲載し、全国に情報発信します。
- (3) 認定された製品を紹介するカタログの作成・配布を行います。
- (4) 認定された製品を広報紙等に掲載します。
- (5) 市産業会館や産業フェスティバルにおいて認定製品を展示します。
- (6) 市産業見本市等出展支援事業補助金において限度額を上乗せします。  
(20万円→30万円)
- (7) 企業誘致活動など機会をとらえ、認定製品(認定企業)をPRします。
- (8) 須賀川商工会議所、大東商工会、長沼商工会、岩瀬商工会と連携しPRします。
- (9) 「ふくしま再生可能エネルギー産業フェア2017」「メディカルクリエーションふくしま2017」「福島県企業立地セミナー(東京)」に市で出展し、認定製品を展示PRします。
- (10) 経営安定化資金融資を利用する際の利率を軽減します。(1.8%以内→1.5%以内)

## 3 申請手続き

- (1) 申請書類(各1部)を下記担当課窓口まで提出してください。

- ①認定申請書(第1号様式) ②申請調書(第1号様式別紙)
- ③誓約書(第2号様式) ④定款 ⑤登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
- ⑥参考資料(会社案内、製品パンフレット、特許関係資料等)

- (2) 申請締め切り 平成29年7月28日(金)必着
- (3) 申請書(様式)は、須賀川市のホームページからダウンロードできます。

市ホームページトップ ⇒ 事業者の方へ ⇒ 産業振興 ⇒ 須賀川市工業製品認定制度

## 4 審査

応募資格等の確認をしたあと、認定審査会による審査を行い、認定製品を決定する予定です。

## 5 お問合わせ先・申請書提出担当窓口

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地  
須賀川市産業部商工労政課 企業誘致商工振興係  
TEL: 0248-88-9142 FAX: 0248-72-9845  
E-mail: : shoukou@city.sukagawa.fukushima.jp

